

日本の水族館は世界動物園水族館協会の「倫理規範」に違反！ 改善されないならば日本動物園水族館協会を除名するよう要請

昨年、日本の3団体は、日本動物園水族館協会(JAZA)に対し、追い込み漁で生け捕りしたイルカを購入しないよう加盟水族館に通知・指導することを要請しました。また、世界動物園水族館協会(WAZA)に対して、自ら掲げる「倫理規範」に則った改善策を早急にとるよう要望書を提出しました。

しかし、共に改善するとの回答はなく、3団体は改めてWAZAに対し、追い込み漁で捕獲されたイルカの購入中止を求め、改善されないのであればJAZAを除名するよう要請しました。

要請の理由：WAZAは、加盟しているメンバーに対し、「残酷な方法を使って捕獲した動物を受け入れない」ことを求めており、「追い込み漁は、この容認されない方法でイルカを捕獲することである」と明言しています。これは、イルカの追い込み漁がWAZAの掲げる「倫理規範」に違反しているためです。また、多数の専門家や専門学会が日本におけるイルカ漁に伴うイルカ類の生息数の持続性に懸念を表明しています。

WAZA、JAZAからの回答：JAZAからは、「関係法令を順守し、適切に管理している」との回答がされました。しかし、法令のみを遵守すればよいという態度を示しており、加盟するWAZAの倫理規範を遵守することについては、回答を避けています。

またWAZAからは、「いかなる動物に対しても、残酷な扱いは容認していない」としながらも、「様々な考え方がある中、イルカの追い込み漁は何百年も続く日本の文化であり、会員であるJAZAをその文化ゆえに非難することで人道的な動物の扱いを達成することはできない」との回答がありました。

背景：イルカの追い込み漁については、2010年にWAZA・JAZA・名古屋港水族館の合意で「太地における追い込み漁漁期の最初月である9月に限って、ハンドウイルカを捕殺せず、生け捕るだけにする」という改善策がとられました。しかし、これは、WAZAがすでに加盟メンバーに出していた、イルカの追い込み漁によるイルカの捕獲は残酷な方法であるという通達に相反するものであり、まったく根本的な解決になっていません。「イルカの追い込み漁は文化である」ということについても、受け入れがたい誤りであり、以下の3団体は異議を唱えて、WAZAへ要望書を再度提出しました。

イルカ漁の短い歴史：1979年に出版された「太地町史」によると、イルカの追い込み漁が最初に行われたのは1933年、続いて1936年、1944年にも行われました。しかし、大規模なイルカ追い込み漁は1969年になるまで行われませんでした。イルカ追い込み漁は400年の歴史ではなく、45年程の歴史に過ぎません。1969年の追い込み漁の目的は太地町立くじらの博物館でのゴンドウクジラの展示であり、純粋に利益のために行われました。文化とは関係がないものです。1969年以降イルカの追い込み漁と水族館の間に、イルカ売買ビジネスを通して密接な関係の構築が始まりました。

要請書提出団体（アイウエオ順）

エルザ自然保護の会／PEACE／ヘルプアニマルズ 電話：090-3914-1594 Email: helpanimals_j@yahoo.co.jp(杉坂)